富士河口湖町公共施設　感染拡大予防ガイドライン

【３密の回避】

1. 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

・施設においては、常時窓やドアを開けるなどして換気を行うこと。

・扇風機等の利用で換気を行うこと。

1. 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

・施設滞在時間は、施設で定めた時間以内とし、不要に館内滞在しないこと。

・施設においての利用制限人数を定め、必要に応じて入場制限を行うこと。

・可能な施設においては、あらかじめ利用の予約を受け付け、利用制限人数以上の利

用を避けること。

1. 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

・最低１ｍ（マスク着用のない場合は２ｍ）の対人距離を確保すること。

・施設滞在時は、常に人と人との距離を十分に確保し、密にならないようにするこ

と。また、近距離での会話や発声を避けるように注意すること。

・休憩室等の利用は人数を減らし、対面での食事や会話を行わないこと。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

・来館者はマスクを着用すること。

・従業員は常時必ずマスクの着用を徹底する。

⑤ 手洗い・手指消毒

・来館者は入館時に必ずマスクを着用することとし、備え付けの消毒液で手指等の消毒を行うこと。

・消毒液などを用いて、カウンター、机、イス、ドアノブ、スイッチなど、よく触れる所の消毒を行うこと。

⑥ 体調チェック

利用者に対して

・利用者に対して入口にて職員が検温・健康チェックを行うこと。

（発熱や軽度であっても風邪症状（せきや喉の痛み）がある場合には、利用できな

い。また、嘔吐・下痢等の症状がある場合は利用できない。）

従業員に対して

・業務開始前の体温測定と記録をすること。

・発熱や軽度であっても、風邪症状（せきや喉の痛み）がある場合、また、嘔吐・下痢等の症状がある場合は出勤停止とすること。

⑦トイレの衛生管理

・便座、スイッチ、洗浄レバー等よく触れる場所は、消毒液等で消毒すること。

・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示すること。

⑧休憩スペースのリスク軽減

・当面の間、不要の滞在時間としないように休憩室は閉鎖すること。

・待合室等は常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒すること。

⑨清掃・消毒

・通常の清掃に加えて、消毒液などを用いて、机やドアノブ、スイッチ、券売機、手すりなど、よく触れる所の消毒を行うこと。

・鼻水や唾液がついたゴミを回収する際はマスクや手袋を着用すること。

・ゴミはビニール袋に密閉して捨てること。

・ゴミの回収を行った後は石鹸で手を洗い消毒液などを使用すること。

【 施設ごとの注意点等 】

⑩受付カウンターなどで接客を要する施設における注意点

・受付フロントにはビニールカーテン等のパーティションを設置し飛沫予防をする。

1. 公民館等会議室を有する施設における注意点

・利用者は町民及び町内団体のみとする。（利用実績のある団体に限る）

・利用者以外（保護者、観覧者など）の入館を禁止する。

・送迎の保護者は、玄関までとする。

・公民館等会議室等については、1名あたり４㎡とし利用人数を制限する。

1. 屋内運動場施設における注意点

・利用者は町民及び町内団体のみとする。（既に登録済み団体に限る）

・試合、大会、イベント等での利用不可。

・利用者以外（保護者、観覧者など）の入館を禁止する

・送迎の保護者は、玄関までとする。

・体育施設については、1名あたり20㎡とし利用人数を制限する。

・当面の間、更衣室を利用させない。運動できる服装での来館をお願いする。

・会議室を利用させない。

1. 全施設チェックリストの作成・確認

・ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、午前中及び午後それぞれ１回の点検を行う。